

# いじめ防止等のための基本方針

森町立宮園小学校

# 1 基本方針

## (1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（けんかやふざけ合い、インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

## (2) 本校の方針

本校では、学校長が提示した学校経営目標のもと、すべての子供、すべての職員が自尊感情をもち、居場所があり、認め合える学校を目指している。その一つの取組として「いじめ」に対する取組がある。

本校では、以下の5点について取り組んでいく。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 自分がされていやなことは人にしない、言わないの徹底</li><li>② いじめは絶対に許さないという態度</li><li>③ いじめの未然防止</li><li>④ いじめの早期発見・早期解決</li><li>⑤ 関係機関との連携、校内研修の実施</li></ul> |
|--|

# 2 組織及び活動内容

## ◎ 生徒指導・いじめ対策委員会（月1回開催 全職員対象）

教職員がいじめを発見し、また相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめの防止等のための基本方針の規定に違反し得る。  
(平成29年3月14日改定)

学年主任者会、職員会議の中で、各学年の生徒指導上の諸問題などを挙げ、対策を話し合う。

## ◎ 学校評価

学校評価の項目にいじめ防止のための取組状況を評価項目に位置付け、年間を通じたいじめの早期発見、事案対処、校内研修等を実施していく。

## ◎ ケース会議（随時 校長・教頭・教務・養護教諭・該当学年職員・生徒指導主任）

生徒指導上の突発的な事案が出た場合、該当の職員が一人で考え、行動することなく、多くの職員で対応を考えて行動するために開催する。

## ◎ 学校運営協議会・民生委員懇談会

学校運営協議会委員や民生委員が、学校に訪れ学校内外の子供たちの様子に関して情報交換する。

### 3 いじめ防止のための対策

#### (1) いじめの未然防止

##### ア 教師と子供との信頼関係づくり

教師が心にゆとりを持って、子供たちに寄り添い、理解するために、職員同士の人間関係が好ましいものでなくてはならない。職員同士が気軽に相談できる。また、お互いに協力できる。そういった雰囲気が大切になってくる。

- ・ 子供たちに寄り添う。
- ・ どの子にも公平に接し、一人一人を尊重した態度で接する。
- ・ 良い表れを拾い上げ、認め、賞揚する。
- ・ 悩みや不安を、表情、発言、ノートや日記等から見つけ、共感的に関わり、自らの力で解決できるように助言や援助を行う。

##### イ 子供同士の望ましい人間関係づくり

どの子も安心して自分を表現できるためには、互いを認め合える集団づくりが重要になってくる。そのために、以下の点に留意して活動する。

- ・ 「人間関係づくりプログラム」を用いた授業を全クラス行う。
- ・ 体験的な活動を授業の中で計画的に取り入れ、一人一人の役割を設定し、自己有用感を高めると同時に、喜び・悔しさなどを共感できる場を設定する。
- ・ 授業などで異なった意見や考えを尊重する。
- ・ 異年齢集団の活動を取り入れる。
- ・ 学級や学年で問題を解決する場を設定し、正義について考える。
- ・ 定期的に学級満足度に関する心理テストを実施する。
- ・ 「Hyper-QU」を実施するとともに、学級支援シートを作成して、学級集団・個別の指導について具体的な取組を検討・実践する。

## ウ 配慮が必要な児童についての対応

- ・ 発達障害を含む、障害のある児童が関わるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めると共に、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導を行うことが必要である。
- ・ 海外から帰国した児童や外国にルーツをもつ児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の理解を促進すると共に、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ・ 東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うと共に、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

## エ 子供が自らいじめについて考える場を設定する。

- ・ 道徳の授業の充実を図る。…他の活動との連携。
- ・ いじめに特化した授業の実施  
…「わたしのいもうと」や「カラス太郎」などの資料を用いて、子供たちがいじめそのものを考える授業を行う。

## (2) いじめの早期発見・早期対応

### 「いじめ」対応の5つの基本認識

- 「いじめはどの子にも起こりうる問題である」という認識をもつ
- 「いじめは人として絶対に許されない行為である」という毅然とした態度で臨む
- 小さなサインを見逃さず、子供や保護者の訴えを真剣に受け止める姿勢をもつ
- いじめられている子供の立場に立って考え、初期段階から組織的に取り組む
- 日頃から子供や保護者、地域との信頼関係の構築に努める

## ア いじめ早期発見の対策

### (ア) 子供に寄り添うこと

教師が心にゆとりを持ち、寄り添い、子供たちの小さなサイン（表情・行動）を見逃さず感知できるようにする。

### (イ) 傍観者をつくらない

普段から、「いじめはいけないことだ」ということを道徳や学級活動の中で意識させると同時に、いじめをみたら絶対に許さないという態度を養う。見て見ぬふりは絶対にいけないという意識をもつ。

### (ウ) いじめアンケートの実施と児童対象の教育相談

7月、12月、2月に行うふり返りアンケートの中でいじめに関する項目を設ける。

↓

**その月の中**で、担任が学級全員に教育相談を実施する。

↓

教務主任、生徒指導主任が集約し、全職員への周知  
必要に応じてケース会議を開く

## イ いじめの早期対応

いじめに対して学級担任一人で対応すると、解決を遅らせたり、誤った対応をしたりしてしまう場合がある。そのため、いじめに限らず生徒指導上の諸問題については、ケース会議を開いて、諸方面への対応を考えていく。**絶対一人では対応しない。**

## ウ いじめへの対処

### いじめの「解消」とは

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

#### ② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

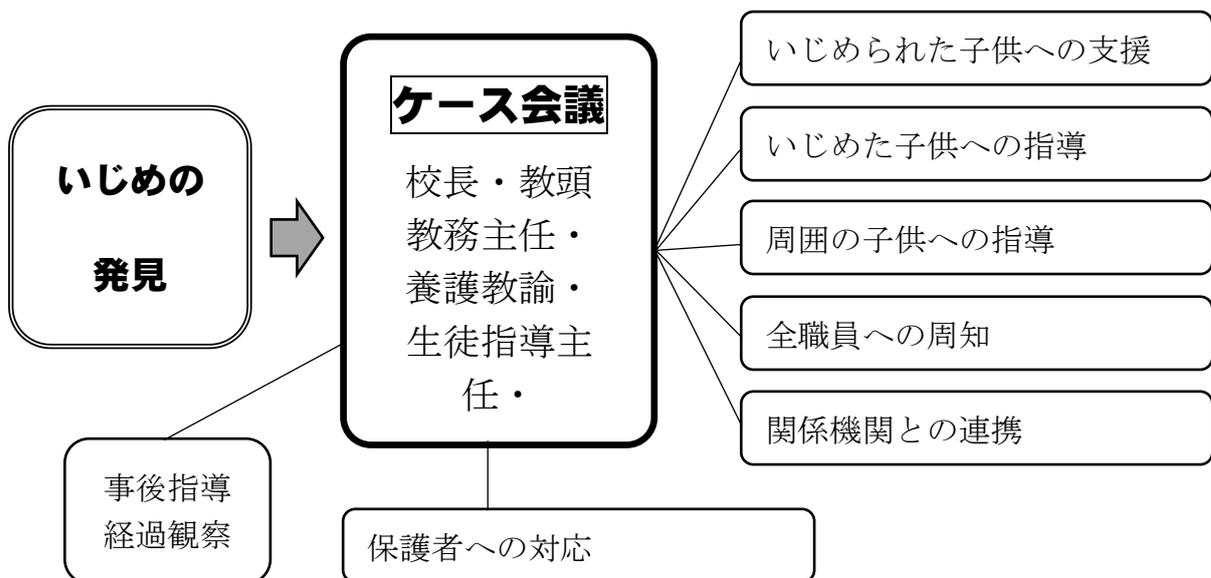
学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## エ 法の理解増進

保護者及び地域に対し周知をし、PTAの協力を得る。

保護者など、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深め、PTAや地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応について広く知らせる。



**いじめられた子供への支援**

心のケア。

学校の「絶対に最後まで守る」という意志を伝える。

必要に応じて具体的な生活プランを考える。  
（登下校の方法・別室登校など）  
休み時間などの見守り。

**いじめた子供への指導**

事態の深刻さを伝えると同時にいじめを絶対に許さないという学校の意志を伝える。

安易な謝罪ではなく、相手の心の傷を理解させる。

いじめに至った原因・背景を考えさせる。

**周囲の子供への指導**

傍観者は、いじめると同じことになってしまうことを理解させる。

なぜ、勇気ある行動がとれなかったことを振り返らせる。

学年、場合によっては学校で、全体指導を行い、再発防止に向けた指導を行う。

**保護者への対応**

- ・保護者に事実を伝え、学校の指導方針と具体策を説明し、再発防止への協力を依頼する。
- ・解決するまで、学校が主となり指導することを伝える。
- ・解決後の様子についても定期的に伝える。

## ネット被害（いじめ）に対する対応

- 情報モラルの教室を教育課程の中に位置づけて、健全なるネットの利用者を育てる。
- ネットいじめの発見、子供・保護者からの相談に対応する。
- SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用による新たないじめが発生する可能性を意識し、常に新しい問題や話題について関心を払っていく。

携帯やインターネットの相談窓口（学校職員・教育委員会が対象）  
インターネット・携帯電話違法有害相談センター（総務庁支援事業）  
窓口 電話 03-5644-4800  
インターネット相談 : 町教委（ネットパトロール）

### （3） 関係機関との連携

（別紙参照）

#### **CRT（クライシス レスポンス チーム）**

静岡県こころの緊急支援チームという。

<活動>

学校において重大な事件・事故が発生した直後、教育委員会がチームの派遣し、早い段階からの的確な対応ができるように、**教職員の支援を行う。**

<メンバー>

精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士・看護師など

## 4 重大事案発生時の基本的な対応

- （1） 重大事態が発生した旨を、森町教育委員会に速やかに報告する。
- （2） 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を設置する。
- （3） 事態の全容を詳しく丁寧に検証する。

## 資料 1

### 子どもを見つめる（教師の気づき支援シート）

いじめ問題を解決するためには、いじめの兆候にいち早く気づき、早期の対応を図ることが大切です。次にあげるのは、子どもからの注意しておきたいサイン例です。これらの視点から、子どもを見つめ、「どうかな」「何かおかしい」と思ったら迷うことなく、個人面談や様々なチャンネルからの情報収集を行うとともに、学年集団等で情報を共有し、組織的に取り組むことが大切です。

#### いじめのサイン（授業の視点）

##### 1 朝の会

- 担任が来るまで廊下で待っている
- 他の子どもより早く登校する
- 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる
- 担任のあいさつや出席確認のときに返事がない、または極端に小さい
- 沈んだ表情や緊張した様子をしている

##### 3 休み時間

- いつも一人でポツンとしている
- 笑顔が見られずおどおどしている
- 特に用事がないのによく職員室に来る
- 移動教室のとき、荷物を持たされている
- プロレスごっこなどでやられている
- 保健室や相談室に来る回数が多くなる
- 授業が始まっても教室に戻りたがらない

##### 2 授業の開始時及び授業中

- 一人遅れて教室に入ってくる
- 授業の始めに用具が散乱している
- 忘れ物が多くなる
- 班決めなどのとき、話し合いの輪に入れない
- 係などを選ぶ時、その子の名前があがったり、ふざけ半分に推薦されたりする。
- ほめられると、嘲笑やからかい等が起こる
- 正しい意見なのに冷やかされる
- 発表回数が少なくなり、活発さがなくなる
- 教室の掲示物や作品、机に落書きやいたずらをされる
- その子への配布を嫌がる雰囲気がある
- 実験などの後片付けをいつもやらされている
- 道具や器具に触らせてもらえず、順番がなかなか回ってこない
- 音楽の授業で歌えなくなる
- 内緒話をされている
- 不自然に机や椅子が離されている
- 不調を訴え、保健室に行くことが増える

##### 4 給食・掃除時

- 給食を食べない、食欲がない
- 配膳を嫌がられている
- 一人黙々と清掃しているが、表情が暗い
- 机や椅子が運ばれずに、放置されている

##### 5 帰りの会

- 持ち物がなくなると、よく訴えに来る
- 泣いている、または机に伏せたまましている
- 自分の持ち物でないものを机やロッカーに入れられている

##### 6 委員会・係活動

- 皆の嫌がる仕事や大変な仕事を押し付けられている
- 一人で離れて仕事をしている
- 無理に役員を押し付けられる

##### 7 部活動・クラブ活動

- 参加しないことが多く、表情も暗い
- 一人だけで、大変な仕事（準備や片付け）をやらされている
- 練習のふりをして、ボールを当てられたり、体当たりされたりしている
- 辞めたいなどの訴えがある
- 道具を隠される

## 資料2

### 学校生活の振り返りや実態把握をねらった日常的なアンケート（例）

#### ～実施する際の留意点～

- ・定期的に実施することで、担任がいじめやクラスの問題に対して常にアンテナを高くしていることを知らせる効果があります。
- ・日常の生活を振り返り、いじめと認知できるものがあることに気づかせます。
- ・無記名で記入する、書かれた内容が外に漏れないようにする、書いたことで不利益になることがないなど、子どもに安心感を与えることが大切なポイントです。
- ・いじめの兆候があった場合、迅速・適切に対応します。

#### 学校生活を振り返ってみよう

年 組 (男・女)

1学期も半分が過ぎました。学校生活がより良いものになるように、日頃の生活を振り返ってみましょう。1学期の間にあてはまるものがあれば記号に○をつけてください。ただし、1週間以内にあったものには◎をつけてください。なければ何もつけなくてもよいです。（複数回答あり）

- |    |  |            |
|----|--|------------|
| 1  | 廊下などですれちがうときにおおげさによける<br>ア. したことがある      イ. されたことがある                 | ウ. 見たことがある |
| 2  | 隣の人と机を離す<br>ア. したことがある      イ. されたことがある                              | ウ. 見たことがある |
| 3  | 無視する<br>ア. したことがある      イ. されたことがある                                  | ウ. 見たことがある |
| 4  | 気に入らないからと押したり、ぶつかったりする<br>ア. したことがある      イ. されたことがある                | ウ. 見たことがある |
| 5  | 発言すると、おかしくないのに笑う<br>ア. したことがある      イ. されたことがある                      | ウ. 見たことがある |
| 6  | 嫌がるようなことを何度も言う（嫌なあだ名、悪口など）<br>ア. したことがある      イ. されたことがある            | ウ. 見たことがある |
| 7  | 嫌がるようなことを手紙やネットの掲示板などに書いたり、メールで送ったりする<br>ア. したことがある      イ. されたことがある | ウ. 見たことがある |
| 8  | 気に入らないからとたたいたり、蹴ったりする<br>ア. したことがある      イ. されたことがある                 | ウ. 見たことがある |
| 9  | 持ち物を隠す<br>ア. したことがある      イ. されたことがある                                | ウ. 見たことがある |
| 10 | あなたは「人が嫌がること」を<br>ア. したことがある      イ. されたことがある                        | ウ. 見たことがある |
| 11 | 10.について、それはどんな内容でしたか<br>した内容 ⇒<br>された内容 ⇒<br>見た内容 ⇒                  |            |

このアンケートを書いて感じたことを自由に書いてください。

### 資料3

#### いじめの兆しが見られたときや、いじめ発生後のアンケート（例）

##### ～実施する際の留意点～

- ・実施にあたっては、基本的にはアンケートを持ち帰らせ、家で記入し、封筒に入れて提出するなど、状況に応じて実施方法を検討します。
- ・深刻な事例であるほど「記名式アンケート」には回答しづらいものです。報復を用心して名乗りたくないと思えるのは自然なことです。回答する子ども側の立場でアンケートを実施することが大切です。
- ・何よりも大切なことは「本当のことを書いても無駄だ」と思われない信頼関係を築いておくことです。
- ・情報が得られた場合、特定の子どもだけでなく、全員と面接を実施するなど情報提供者が特定されないよう配慮が必要です。

#### 学校生活をより良くする方法を考えよう

年 組 （男・女）

1 学期の生活も半分が過ぎました。大人になってから懐かしく思い出せるような生活が過ごせるように、あなたも努力してきたことと思います。

残念ながら、あなたの周りに人から嫌なことをされて「つらい思い」をしている生徒がいます。その生徒につらい思いをさせたことは残念ですが、それがわかったことはよいことです。なぜなら、人に対する嫌がらせはエスカレートしていくものだからです。

「つらい思い」をする生徒がいなくなるためには、あなたの思いやりの気持ちと協力が必要です。そして思いやりの気持ちは、いつか自分に返ってくるものです。

学校生活をより良くするために下の問いに答えてください。

- 1 現在、つらい思いをしている生徒がいます。先生に言いたいことは何ですか。
  - 2 「つらい思い」をしている生徒と聞いて、あなたは誰を思い浮かべますか。
  - 3 その生徒は、どんな行為で「つらい思い」をしていると思いますか。
  - 4 あなた自身もそんな行為をされたことがありますか。
  - 5 そんな行為を止めるために、あなたができることはなんですか。
  - 6 学校生活をより良くするためには、どうしたら良いですか。
  - 7 このアンケートを書いて感じたことを自由に書いてください。
- ご協力ありがとうございました。あなたの思いやりに感謝します。

## 資料4

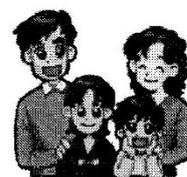
### 子どものサイン発見アンケート（家庭用）（例）

年 組 （                      ）

以下の項目を参考に、お子さまの様子を観察してみてください。当てはまる項目があるようでしたら、担任に直接御相談ください。

項 目	○×
1 表情が暗くなり、言葉数が少なくなった。	
2 学校のことをあまり話さなくなった。	
3 朝から体の不調を訴え、登校をしづるようになった。	
4 感情の起伏が激しくなり、親や兄弟姉妹に反抗したり、八つ当たりしたりするようになった。	
5 すり傷やあざ等を隠すようになった（風呂に入ることや裸になることを嫌がる、自分でけがをしたという。）	
6 家族と過ごすことを避け、部屋に一人でいることが多くなった。	
7 友だちからの電話に、暗い表情が見られるようになった。	
8 学用品をなくしたり、壊すことが増えた。	
9 教科書やノートに落書きをされたり、破られたりするようになった。	
10 衣類が破れていたたり、汚れていたたりすることが増えた。	
11 食欲がなくなった。	
12 言葉遣いが乱暴になった。	
13 家から品物やお金を持ち出したり、金品を要求したりするようになった。	
14 不審な電話や嫌がらせの手紙が来るようになった。	
15 友だちからの電話で、急に外出することが増えた。	
16 投げやりで集中力が続かないようになった。	
17 「引っ越しをしたい」「転校したい」と言うようになった。	
18 友だちへの口調が命令口調になっている。	
19 家で買い与えた物ではない物を持っている。	
20 家で与えた以上のお金を持っている。	

○上記以外で、お子さまの様子に気になることがありましたらお書きください。  
（地域で子どもたちの気になる言動がありましたら教えてください。）



※ 封筒に入れるなどして担任に提出してください。また、提出しにくい場合や気になることがありましたら、電話でも構いませんので御相談ください。

## 資料5

### いじめに対する教職員意識調査（例）

#### いじめに対する生徒指導体制意識調査 （生徒指導部より）

.....

##### 基本的認識や姿勢

- いじめは、命に関わる事態に発展する可能性があるという認識を全教職員がもっているか
- 日頃から「いじめは絶対に許されない」という姿勢を示し続けているか
- いじめは、どの学校にもどの子どもにも起こりうるものであり、常に実態把握に努めなければならないことを共通理解しているか
- いじめについての訴えがあったときは、問題を軽視することなく、的確に対応しているか
- 学校経営の基本として、いじめを許さない毅然とした指導に関する方針を校長が的確に示しているか
- いじめ問題に対する学校の方針や取組の内容を、保護者や地域に積極的に知らせ、いじめ防止に努めているか

##### 早期発見のための取組

- 子どもと遊んだり、給食（弁当）を共に食べたりして、相談や情報提供がしやすい教職員と子ども人間関係づくりに取り組んでいるか
- 教室や廊下の掲示物等にも気を配り、破損や落書きの有無等、積極的にいじめの兆候をつかむよう努めているか
- 日常的に、子どもたちの気になる言動（言葉遣いや遊びの様子など）について情報交換が行われているか
- 学校生活上の死角（空間的・時間的）を把握し、見回る等の役割分担が行われているか
- 日常的にアンケートや個別面談、日記等の複数の手だてを組み合わせ、いじめの兆候を早期につかむ取組を定期的実施しているか
- 保健室や相談室の機能を生かして、養護教諭や相談員等が得た情報を効果的に活用しているか
- 教育相談が保護者にも活用されるような体制になっているか
- 第一発見後の「報告・連絡・相談」の基本ルート等、迅速な対応のための具体的な方法が全職員に周知徹底されているか

##### 学校の教育活動全体を通した予防的生徒指導の展開

- 加害－被害という関係性だけでなく、いじめを子ども集団全体の課題ととらえ、集団を育てるという視点で教育活動を行っているか
- 日々の授業や学級経営を重視し、わかりやすい授業づくりや、子ども同士が互いに助け合う集団づくりの工夫をしているか
- 道徳や学級活動を重視し、「正義や公平さを重んじる心」や「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連の中で、自尊感情を高める取組を実践できているか
- 児童会・生徒会等の組織に働き掛け、子どもたちが当事者意識を持っていじめ問題を考え、取り組むことができているか
- 人間関係づくりプログラム（県作成）やソーシャルスキル等、子どもの人間関係を改善する開発的・予防的な取組を、全校で行っているか
- いじめ予防指導資料やツールが、必要なときに誰でも活用できるよう提供されているか

## 資料6 人間関係づくりプログラム効果測定ソフトウェア

### 6-1 人間関係づくりプログラムに関する調査用紙

調査回数	学校名
第 回	立 学校
学年・組・出席番号	性別
年 組 番	男・女

それぞれの質問に、あなたがどれくらい そうだと思うのかを答えてください。 質問の右にあるそれぞれの数字には次の ような意味があります。	1	まったくそのとおりだと思う。
	2	どちらかといえばそう思う。
	3	どちらかといえばちがうと思う。
	4	まったくちがうと思う。

#### 質 問

- 1 私は、知らない人とでも、すぐに話が始められます。
 

1	2	3	4
- 2 私は、クラスが替わっても仲のよい友達がすぐにできます。
 

1	2	3	4
- 3 私は、まわりの人たちとのあいだで問題が起きても、うまくやっています。
 

1	2	3	4
- 4 私は、冗談を言ってまわりの友達を笑わせることができます。
 

1	2	3	4
- 5 私は、けんかをした友達と、じょうずに仲直りすることができます。
 

1	2	3	4
- 6 私は、クラスの誰とでも、笑顔であいさつを交わすことができます。
 

1	2	3	4
- 7 私は、友達が話しているところに、気軽に仲間へ入れてもらうことができます。
 

1	2	3	4
- 8 私は、何かを失敗したとき、すぐに謝ることができます。
 

1	2	3	4
- 9 私は、忙しいときに、友達に「手伝って」と言うことができます。
 

1	2	3	4
- 10 私は、自分のことばかり話をしないで、友達の話をじっくりと聞くことができます。
 

1	2	3	4
- 11 私は、友達の頼みでも、嫌なときは嫌ですと言えます。
 

1	2	3	4

- 12 私は、自分の気持ちや考えなどを素直に言うことができます。  
1 2 3 4  
| | | |
- 13 私は、友達からどう見られているか気になります。  
1 2 3 4  
| | | |
- 14 私は、友達が何を思っているのかを、よく考えます。  
1 2 3 4  
| | | |
- 15 私は、友達を傷つけないように気をつかいます。  
1 2 3 4  
| | | |
- 16 私の友達は、私の考えや意見をよく聞いてくれます。  
1 2 3 4  
| | | |
- 17 私の友達は、私が困ったときに相談にのってくれると思います。  
1 2 3 4  
| | | |
- 18 私は、まわりの人を信頼しています。  
1 2 3 4  
| | | |
- 19 私のクラスは、明るくて楽しいクラスです。  
1 2 3 4  
| | | |
- 20 私には、信頼できる友達や家族などがいます。  
1 2 3 4  
| | | |
- 21 私は、自分のことが、好きです。  
1 2 3 4  
| | | |
- 22 私には、ほかの人にはないよいところが、いっぱいあります。  
1 2 3 4  
| | | |
- 23 私は、何かについてがんばろうと思えば、いつでもがんばれる気がします。  
1 2 3 4  
| | | |
- 24 私は、かっとなると、そのことがすぐに顔や態度に表れます。  
1 2 3 4  
| | | |
- 25 私は、ちょっとした言い合いでも、声が大きくなってきます。  
1 2 3 4  
| | | |
- 26 私は、友達と意見が合わないとき、言い合いをしたくなります。  
1 2 3 4  
| | | |
- 27 私は、かっとなって、物をこわしたくなることがあります。  
1 2 3 4  
| | | |
- 28 私には、私のことをよく思っていない人がいると思います。  
1 2 3 4  
| | | |

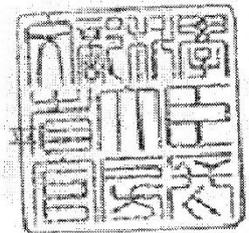


**資料7 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について（通知）**

24文科初第813号  
平成24年11月2日

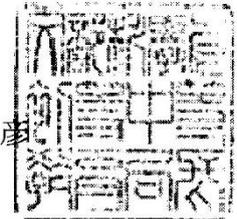
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長 殿  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省大臣官房長  
(子ども安全対策支援室長)  
前川 喜



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長  
布村 幸彦



(印影印刷)

**犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案  
に関する警察への相談・通報について（通知）**

いじめの問題については、学校において、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという姿勢を明示するとともに、いじめる児童生徒に対しては、「社会で許されない行為は学校の中でも許されない」ことであり、自身が行ったいじめについては適切に責任を取る必要があることを指導するとともに、このことの教育的意義について保護者にも説明して正しく理解いただくことが重要です。

「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（平成19年2月5日付け18文科初第1019号文部科学省初等中等教育局長通知）においては、「問題行動の中でも、特に校内での傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応する。」として犯罪行為の

可能性のある問題行動について警察と連携・協力した対応を求めているところですが、もとより、いじめについては、その行為の態様により、傷害に限らず、暴行、強制わいせつ、恐喝、器物損壊等、強要、窃盗をはじめとした刑罰法規（別添参照）に抵触する可能性があるものです。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては設置する附属学校に対して、上記の趣旨を踏まえ、改めて下記について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

なお、本通知の内容については、警察庁生活安全局と調整済みであることを申し添えます。

## 記

- 1 学校や教育委員会においていじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要であること。
- 2 いじめ事案の中でも、特に、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要であること。
- 3 このような学校内における犯罪行為に対し、教職員が毅然と適切な対応をとっていくためには、学校や教育委員会においては、学校内で犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為があった場合の対応について、日頃から保護者に周知を図り、理解を得ておくことが重要であること。

(担当)初等中等教育局児童生徒課生徒指導室  
生徒指導企画係

(別添)

いじめが抵触する可能性がある刑罰法規の例について

### ○強制わいせつ（刑法第176条）

<条文>

第一百七十六条 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

### ○傷害（刑法第204条）

<条文>

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

### ○暴行（刑法第208条）

<条文>

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

### ○強要（刑法第223条）

<条文>

第二百二十三条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

- 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。
- 3 前二項の罪の未遂は、罰する。

### ○窃盗（刑法第235条）

<条文>

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

### ○恐喝（刑法第249条）

<条文>

第二百四十九条 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

### ○器物損壊等（刑法第261条）

<条文>

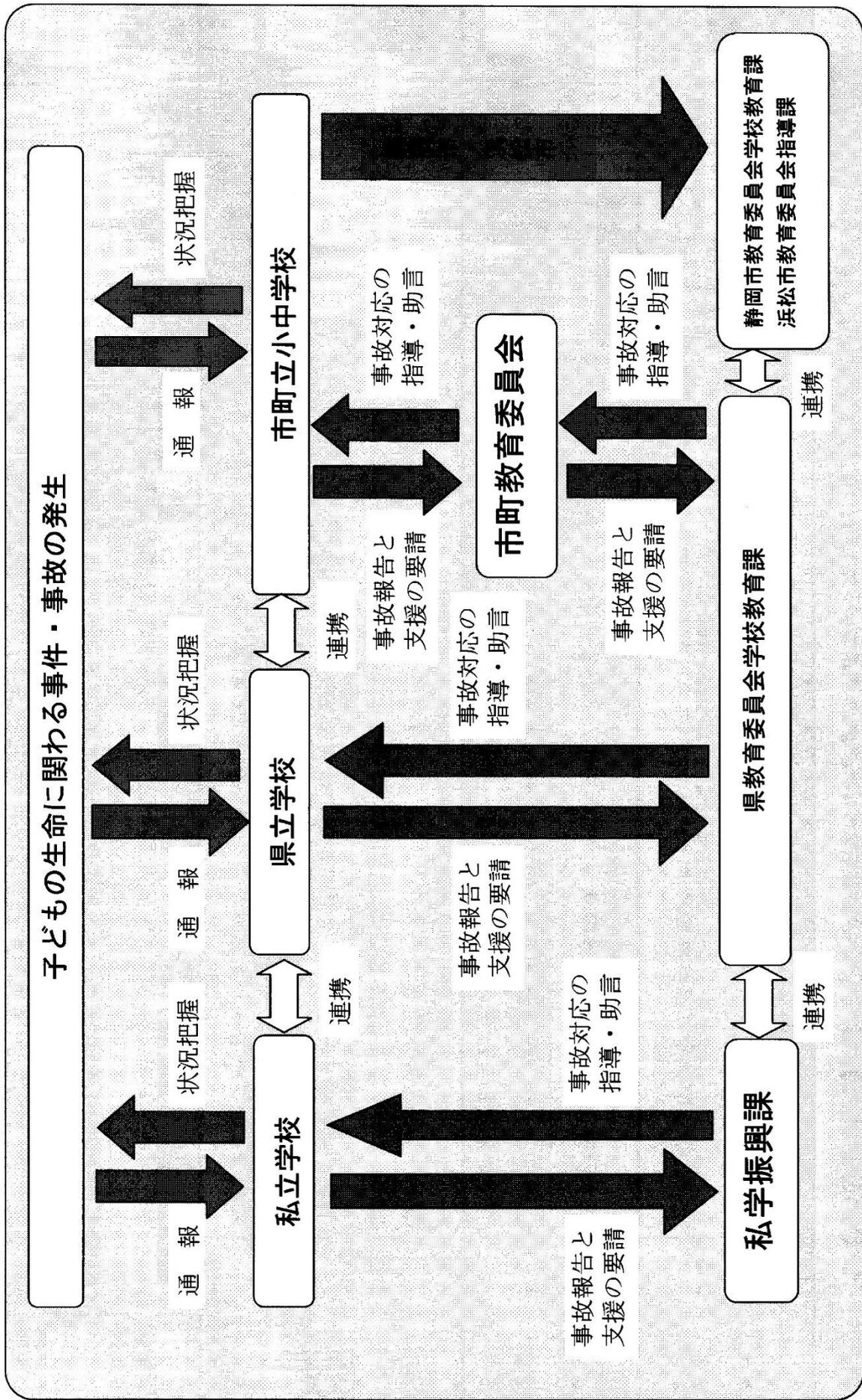
第二百六十一条 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

以上

## 資料 8 いじめの態様と罪名

※あくまでも例示です。個別のケースは警察に確認してください。

身体に対する 加害	水や泥をかける、叩く、殴る、蹴る、小突く、物をぶつける、胸ぐらをつかむ、押し倒す、 髪の毛を引っ張る／切る、つねる、プロレスごっこの強要	暴行罪 刑法 298 条
	上記の行為等によりけがを負わず、タバコの火を押しつける	傷害罪 刑法 204 条
財産に対する 侵害	他人の持ち物を盗む、自分の欲しいものを他人に盗ませる	窃盗罪 刑法 235 条
	落書きをする、教科書を破る／捨てる、持ち物を壊す、捨てる、服を破る (物の形状が元に戻らない程度に汚損、毀損、棄損する行為)	器物損壊罪 刑法 261 条
言動による心 理的な圧迫	金銭や物品を要求する	恐喝罪 刑法 249 条
	言葉や文書やメール等で、身体や財産に危害を加えると脅す	脅迫罪 刑法 222 条
わいせつ行為	黒板やインターネット上において、実名を挙げて中傷する	名誉棄損罪・侮辱罪 刑法 230・231 条
	暴行や脅迫を用いて、わいせつな行為をする (13 歳未満は、暴行や脅迫がなくても該当)	強制わいせつ罪 刑法 176 条
わいせつ行為	性的行為を強要する、裸になることを強要する	強要罪 刑法 223 条
	裸の姿を携帯電話やカメラで撮影する、裸の写真をメールで送信する／インターネット上 に掲載する	児童買春・児童ポルノ 禁止法違反



## 引用・参考文献

- ・「生徒指導リーフ」シリーズ 国立教育政策研究所 平成 24 年
- ・文部科学省総合広報誌「文部科学時報」9月号 文部科学省 平成 22 年
- ・「子どもの徳育の充実に向けた在り方について」 子どもの徳育に関する懇談会 平成 21 年
- ・静岡県人権教育の手引き「様々な人権問題と人権学習」 静岡県教育委員会 平成 24 年
- ・「いじめ対応の手引き」 熊本県教育委員会 平成 19 年
- ・「いじめのメカニズムとその対応」 福岡県教育センター 平成 19 年
- ・「一人ひとりの子どもを大切にす学校をめざして」 川崎市教育委員会 平成 23 年
- ・「沖縄県いじめ対応マニュアル」 沖縄県教育庁 平成 23 年
- ・「いじめ問題対応マニュアル」 和歌山県教育委員会 平成 24 年
- ・「月刊 生徒指導」11月号 学事出版 平成 24 年
- ・「発達心理学」 無藤 隆・藤崎眞知代 北大路書房 平成 21 年

### 「いじめ対応マニュアル」作成協力者（いじめ対応マニュアル検討会）

常葉学園大学	講師	太田 正義
飛龍高等学校（私学教育振興会生徒指導専門部会）	校長	堀田 和美
県文化・観光部文化学術局私学振興課小中高専修班	班長	宮本 宗明
県警察本部生活安全部少年課	企画指導補佐	藤浦 学
県警察本部生活安全部少年課	育成補佐	伊藤 晴香
静岡市教育委員会学校教育課	主席指導主事	仁藤 展輝
浜松市教育委員会学校教育部指導課	指導主事	玉木 言明
沼津市教育委員会学校教育課	指導主事	宮坂美基夫
森町教育委員会学校教育課	就学指導等相談員	竹原 保三
長泉町教育委員会子ども育成課	指導主事	野口 基
県教育委員会社会教育課青少年班	主幹	杉本 吉隆
県総合教育センター人づくり支援課生徒指導支援班	班長	伏見 和久
県総合教育センター人づくり支援課教育相談班	班長	石垣 智博